



令和7年度 旭川市職員採用候補者資格試験 お知らせ

(詳細は各試験案内公開後に内容を御確認ください)

■ 受験資格について

変更のポイント

- ・令和7年度から「社会人の部」の受験資格に該当する方は「大学卒の部」及び「短期大学卒・高校卒の部」を受験できなくなります。
- ※ 「資格職・専門職の部」及び「障害のある方の部」を受験する方は除きます。
- ※ 令和6年度までは受験者が該当する試験区分のいずれかを選択することができましたが、「社会人の部」に該当する場合はそちらを選択していただくことになります。
- ・これまで後期日程で実施していた「短期大学卒・高校卒の部」の受験を検討されていた方は、前期日程で実施する「社会人の部」でのみ受験可能となる可能性がありますので十分御注意ください。
- ※ 「社会人の部」の要件を満たし、「大学卒の部」又は「短期大学卒・高校卒の部」を受験したことが判明した場合は、受験資格を失うこととなります。

■ 社会人の部における職務経験の要件変更について

変更のポイント

- ・「社会人の部」の受験資格の職務経験を、
「平成30年4月1日から令和7年3月31日(直近7年間)までの間に、
民間企業や公的機関等における職務経験が5年以上ある方」から、
「令和2年4月1日から令和7年3月31日(直近5年間)までの間に、
民間企業や公的機関等における職務経験が3年以上ある方」へ変更します。
- ※ ・民間企業や公的機関等における職務経験とは、正規・非正規の区別なく、会社員、自営業者、公務員、団体職員等として週29時間以上の勤務を同一企業等において6か月以上継続して勤務した期間をいいます。
- ・6か月以上継続した職務経験が複数ある場合はそれらを通算することができますが、同一期間に複数箇所での勤務した経歴については、通算できる期間はいずれか一つの職務経験のみとなります。なお、個々の継続した職務経験が6か月未満の場合は通算できず、1か月未満の期間は切り上げます。
- ・青年海外協力隊としての活動経験(独立行政法人国際協力機構(JICA))が継続して行うもので、証明可能なものに限る。)が6か月以上継続してある方は、当該期間を職務経験年数に含めます。
- ・休業等(病気休暇等。ただし育児休業は除く。)のために、実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、その期間は職務経験には通算できませんが、当該休業等に引き続く前後の期間は継続して勤務した期間とみなします。



令和7年度旭川市職員採用候補者資格試験 お知らせ

(詳細は各試験案内公開後に内容を御確認ください)

■ 変更内容

試験区分		変更前	変更後
前期日程	大学卒の部	・学校教育法に規定する大学等を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込み又はそれと同等の資格を有する方 ・平成7年4月2日以降に生まれた方	・学校教育法に規定する大学等を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込み又はそれと同等の資格を有する方 ・平成7年4月2日以降に生まれた方 ・社会人の部の受験資格に該当しない方
	社会人の部	・昭和40年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方 ・平成30年4月1日から令和7年3月31日までの間に民間企業や公的機関等における職務経験が5年以上ある方	・昭和41年4月2日以降に生まれた方 ・令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に、民間企業や公的機関等における職務経験が3年以上ある方
後期日程	短大卒の部	・平成9年4月2日以降に生まれた方 ・大学卒者に該当しない方で、学校教育法に規定する短期大学（高等専門学校を含む。）を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込み又はそれと同等の資格を有する方	・平成9年4月2日以降に生まれた方 ・大学卒者に該当しない方で、学校教育法に規定する短期大学（高等専門学校を含む。）を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込み又はそれと同等の資格を有する方 ・社会人の部の受験資格に該当しない方
		・平成9年4月2日以降に生まれた方 ・大学卒者に該当しない方で、大学に2年以上在学して62単位以上を修得した（令和8年3月までに修得見込みを含む。）	・平成9年4月2日以降に生まれた方 ・大学卒者に該当しない方で、大学に2年以上在学して62単位以上を修得した（令和8年3月までに修得見込みを含む。） ・社会人の部の受験資格に該当しない方
	高校卒の部	・平成11年4月2日以降に生まれた方 ・大学卒者及び短期大学卒の資格要件に該当しない方で、法に規定する高等学校（中等教育学校を含む。）を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込み又はそれと同等の資格を有する方	・平成11年4月2日以降に生まれた方 ・大学卒者及び短期大学卒の資格要件に該当しない方で、法に規定する高等学校（中等教育学校を含む。）を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込み又はそれと同等の資格を有する方 ・社会人の部の受験資格に該当しない方
		・平成11年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方 ・最終学歴が法に規定する中学校を卒業した方	・平成11年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方 ・最終学歴が法に規定する中学校を卒業した方 ・社会人の部の受験資格に該当しない方



令和7年度 旭川市職員採用候補者資格試験 お知らせ

(詳細は各試験案内公開後に内容を御確認ください)

■ 試験内容について

変更のポイント
・令和7年度から、「短期大学卒・高校卒の部」及び「障害のある方の部」でも「個人面接試験（オンライン面接試験）」を実施します。 ※ オンライン対応の詳細は、各試験案内を御確認ください。 ※ 原則オンライン対応といたしますが、対応困難な場合は、直接お会いする形で面接試験を実施します。 ・大学卒の部及び短大卒・高校卒の部での専門試験を廃止し、受験資格に履修要件を追加します。

■ 変更内容（技術職区分）

試験区分	履修要件
技術職 共通	・各試験区分に関係のある大学の学部・学科等を卒業若しくは卒業見込みの方、大学院の研究科を修了若しくは修了見込みの方 ・各試験区分に関係のある専門科目（下記の例参照）を履修している方
土木	(大学卒の部) 土木技術に関係する科目（数学・物理、応用力学、構造力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工など）
	(短期大学卒・高校卒の部) 土木技術に関係する科目（数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基盤力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工など）
建築	(大学卒の部) 建築技術に関係する科目（数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工など）
	(短期大学卒・高校卒の部) 建築技術に関係する科目（数学・物理・情報、構造構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工など）
電気	(大学卒の部) 電気技術に関係する科目（数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気機器、電力工学、電子工学、情報・通信工学など）
	(短期大学卒・高校卒の部) 電気技術に関係する科目（数学・物理、電気回路、電気機器、電力技術、電子計測制御、電子技術、電子回路、通信技術、情報など）
機械	(大学卒の部) 機械技術に関係する科目（数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作など）
	(短期大学卒・高校卒の部) 機械技術に関係する科目（数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作など）



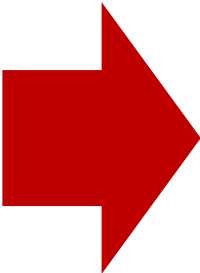
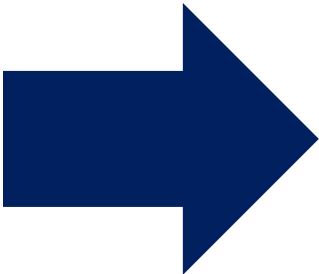
令和 7 年度 旭川市職員採用候補者資格試験 お知らせ

(詳細は各試験案内公開後に内容を御確認ください)

■ 試験日程について

変更のポイント											
・令和 7 年度から、「社会人の部」は第 2 次試験が最終試験になります。 ※ 試験内容は各試験案内を御確認ください。 ・合格発表が早くなることにより、10月1日採用の手続きがよりスムーズになります。 ※ 合格発表から採用までの日程にゆとりをもって手続きを進めることができるようになります。 ※ 状況によっては、8月1日、9月1日付採用となる場合もございます。											

■ イメージ

月	3	4	5	6	7	8	9	10	11～3	4
大学卒 の部	試験 案内 公開									
		募集 受付	第 1 次 試験	第 2 次 試験	第 3 次 試験		10/1 採用	4/1 採用		
社会人 の部	試験 案内 公開									
		募集 受付	第 1 次 試験	第 2 次 試験	10/1 採用		4/1 採用			



令和 7 年度 旭川市職員採用候補者資格試験 お知らせ

(詳細は各試験案内公開後に内容を御確認ください)

■ 採用候補者名簿の有効期間延長について

変更のポイント

- ・令和 7 年度から「大学卒の部（技術）」区分において、採用候補者名簿の有効期間を「1 年」から「3 年」に延長します。
- ・延長により採用希望年度を選択できるようになります。
 - ※ 令和 7 年度採用試験受験者は、以下の 3 つから入庁予定日を選択いただけます。
 - ・令和 8 年 4 月 1 日付採用
 - ・令和 9 年 4 月 1 日付採用
 - ・令和 10 年 4 月 1 日付採用
- ・多様なキャリアの選択肢から本市への就職を希望することができます。

■ 学芸員の採用試験について

変更のポイント

- ・令和 7 年度に「資格職の部（事務）」区分において、学芸員（歴史）及び学芸員（美術）の試験を実施いたします。

【受験資格】

以下の要件をいずれも満たす方

- ・博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）に規定する学芸員資格を有する方又は 採用までに資格取得見込みの方で、昭和 41 年 4 月 2 日以降に生まれた方
- 学芸員（歴史）を受験する方
 - ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学等で考古学，歴史学，民俗学若しくは関連する専門分野を専攻した方で，大学を卒業若しくは令和 8 年 3 月までに卒業見込み又はそれと同等の資格を有する方
- 学芸員（美術）を受験する方
 - ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学等で美術，美学・美術史学，美術教育学若しくは関連する専門分野を専攻した方で，大学を卒業若しくは令和 8 年 3 月までに卒業見込み又はそれと同等の資格を有する方

【試験内容】

- 第 1 次試験 個人面接試験（WEB面接），書類審査試験，小論文試験
- 第 2 次試験 個人面接試験
- ※ 試験日程や各試験の詳細は試験案内を御確認ください。